

県、市の空き家改修に関する支援

・担当部署 ・補助名	市街化区域	市街化調整区域													
		田園まちづくり地区													
空き家活用改修費補助金 加古川市（住宅政策課）	<b>対象</b> 1. 現に居住その他の使用がなされていない住宅 2. 市の空き家バンクに登録されているもの 3. 市街化区域に存するもの 4. 築20年以上経過しているもの 5. 台所、浴室、便所等の水回り設備のいずれかが10年以上更新されておらず、機能回復が必要である状態のもの 6. 土砂災害特別警戒区域、又は、急傾斜地崩壊危険区域に存するものでないこと 7. 補助対象経費（工事費）が100万円以上であること <b>補助の要件</b> 次の全てを満たすもの 1. 個人であること（法人は不可） 2. 補助事業完了後、10年以上住宅として活用すること 3. 空き家の着工年月日が昭和56年5月31日以前である場合は、補助事業によって一定の耐震性を確保するものとする（補助金交付申請時に既に耐震基準を満たしている場合を除く） <b>補助額</b> 空き家改修工事に係る費用の3分の1（上限50万円）	-													
移住・まちづくり定住助成制度 （加古川市指導課）	-	<b>対象区域</b> 田園まちづくり計画策定地区（集落区域） <b>対象者</b> 空き家活用（空き家の取得、改修、建て替え）する転入者 ※空き家：地区10年以上、空き家期間6箇月以上 <b>対象経費</b> 空き家取得に要する経費、引っ越しに要する経費、空き家の改修又は増築若しくは建て替えに要する経費 ※住宅は耐震性能を有する戸建ての家屋であること <b>補助額</b> 空き家活用に要する経費の3分の1（上限100万円）	<b>※市外から転入した下記の方への補助制度も別途あり</b> ・住宅を新たに取得される方 ・親世帯等の居住地に同居・近居する単身でない世帯を構成するU・Jターンの方												
空き家活用支援事業（住宅型） 兵庫県（住宅政策課）	-	<b>対象</b> 1. 現に居住その他の使用がなされていない住宅（空き家期間が6箇月以上、空き家バンク登録物件を除く） 2. 市街化調整区域に存するもの 3. 築20年以上経過しているもの 4. 台所、浴室、便所等の水回り設備のいずれかが10年以上更新されておらず、機能回復が必要である状態のもの 6. 土砂災害特別警戒区域等に位置していないこと 7. 補助対象経費（工事費）が100万円以上であること <b>補助の要件</b> 次の全てを満たすもの 1. 対象となる空き家を住宅として、10年以上活用する者 2. 空き家の着工年月日が昭和56年5月31日以前である場合は、補助事業によって一定の耐震性を確保するものとする（補助金交付申請時に既に耐震基準を満たしている場合を除く） <b>補助額</b> 空き家改修工事に係る費用（対象経費により補助金額が決まる） 住宅型 一般タイプ 戸建て住宅の場合 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>対象工事費</th> <th>補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100万円以上150万円未満</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>150万円以上200万円未満</td> <td>60万円</td> </tr> <tr> <td>200万円以上250万円未満</td> <td>75万円</td> </tr> <tr> <td>250万円以上300万円未満</td> <td>90万円</td> </tr> <tr> <td>300万円以上</td> <td>100万円</td> </tr> </tbody> </table> ※住宅型（戸建て）には他に、若年・子育て世帯タイプ・UIターン世帯タイプ（対象経費により60万円～150万円の補助）、学生シェアハウスタイプ（対象経費により60万円～200万円の補助）もある。また住宅型に加えて、事業所型、地域交流拠点型もあり、それぞれに戸建て、共同住宅の区分がある。		対象工事費	補助金額	100万円以上150万円未満	40万円	150万円以上200万円未満	60万円	200万円以上250万円未満	75万円	250万円以上300万円未満	90万円	300万円以上	100万円
対象工事費	補助金額														
100万円以上150万円未満	40万円														
150万円以上200万円未満	60万円														
200万円以上250万円未満	75万円														
250万円以上300万円未満	90万円														
300万円以上	100万円														
簡易耐震改修工事費補助 加古川市（建築指導課）	<b>対象者</b> 1. 兵庫県民の方（個人） 2. 市内に対象となる住宅を有している方 3. 所得が1200万円以下の方 4. 市税を完納している方 5. 件住宅再建共済制度に加入している住宅（加入予定のものも含む） ※マンションの場合は、上記1. 及び3. を除く	<b>対象となる経費</b> 【住宅耐震改修工事費補助】住宅の耐震改修工事に要する経費 【簡易耐震改修工事費補助】住宅の耐震性能を改善するための耐震診断・耐震改修計画策定及び耐震改修工事（総額が50万円以上のものに限る） <b>補助額（戸建住宅）</b> 【住宅耐震改修工事費補助】125万円まで 補助対象経費の5分の4 125万円を超えて300万円まで 補助対象経費の125万円を超える額に175分の30を乗じた額に100万円を加えた額 300万円超え 130万円													